

普及啓発型筋力向上トレーニング事業トレーニング教室実施業務委託仕様書

1. 事業目的

高齢者が継続的に器具を用いた運動を実施することにより、転倒骨折や運動機能低下を防止し、健康でいきいきとした生活を送ることができるようにする。また、介護予防に関する知識の普及啓発により、地域における自発的な介護予防活動の育成、支援に資することを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 教室では有酸素運動及び筋力強化運動を中心に行い、必要に応じ運動等による体力づくりを行う。
- (2) 運動の前には参加者の健康確認を行い、ストレッチング等のウォーミングアップを十分行う。
- (3) 参加者ごとに体力測定の結果をふまえた個別プログラムを作成し、個人ごとに適した運動を行う。
- (4) 受託者は、参加者の体力測定結果、参加状況、アンケート調査等により事業評価を行い、委託者に報告を行うこととする。
- (5) 受託者は参加者の利用コース及び送迎利用状況に変更がある場合、速やかに委託者に報告を行うこととする。
- (6) 教室の会場等は別表のとおりとする。ただし、参加者が少ない場合や地域の実情等により、変更することもできる。

3. 業務委託期間

事業の委託期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4. 利用実績報告

受託者は、当月分の利用者の利用実績をとりまとめ、業務月の翌月10日までに市に報告するものとする。

5. 委託料

委託料については、1回当たりの単価契約とし、実施回数に応じて支払うものとする。

6. 委託料の支払

月々の実績により、当月分を翌月10日までに市に請求するものとする。市は、その内容を審査のうえ、請求書を受領した日から30日以内に受託者に支払うものとする。

7. 秘密の保持

受託者は、この事業を実施中に知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

8. 委託事業の調査

市は受託者に対し、必要に応じて事業の状況について報告を求めることができる。

9. 事業報告

受託者は、委託業務終了後、速やかにその事業報告を市に報告するものとする。

10. 事故発生時の対応

受託者は、委託業務を行う際に、事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、受託者は、この事業の実施中において、利用者又は第三者に損害を与えたときは、市の責めに帰する場合を除き、その賠償の責任を負うものとする。

11. 事業の中止

不可抗力その他委託者又は受託者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、委託者と受託者は業務の継続の可否を協議するものとする。また、協議の結果、業務を中止した場合は、中止期間の委託料の支払いはしない。

12. その他

この仕様に関し疑義が生じた場合又はこの仕様に定めのない事項については、市と協議のうえ決定する。

(別表)

会 場	曜 日コース	時 間	定員
小出郷福祉センター	①月・木 前半コース	13:00～14:30	25人
	②月・木 後半コース	14:30～16:00	25人
	③火・金 前半コース	13:00～14:30	25人
	④火・金 後半コース	14:30～16:00	25人
	⑤水・金 前半コース	13:00～14:30 水曜 9:00～10:30 金曜	25人
	⑥水・金 後半コース	14:30～16:00 水曜 10:30～12:00 金曜	25人
伊米ヶ崎公民館	⑦火・金コース	10:00～11:30	25人
ヤッコムゆのたに	⑧水コース	10:00～11:30	30人
	⑨水コース	13:00～14:30	30人
	⑩水コース	14:30～16:00	30人
堀之内体育館	⑪月コース	9:00～10:30	30人
	⑫木コース	10:30～11:30	30人
	⑬月・木コース	10:30～12:00 月曜 9:00～10:00 木曜	30人
広神コミュニティセンター	⑭金コース	13:30～15:00	40人
北部庁舎 守門会館	⑮木コース	9:00～10:00	25人
	⑯木コース	10:30～11:30	25人
入広瀬保健センター	⑰木コース	13:30～15:00	25人
計			470人